

平成29年度

東京都板橋区立上板橋第一中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめは学年、学級、部活動などの、どの集団でも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどの専門家や学校評議員などの第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 年間計画の作成・実行・検証

道徳教育年間計画、生活指導部年間計画、人権教育年間計画を作成し、それぞれのいじめ防止に関わる指導内容について、計画的に実行していき、年度ごとに指導計画の検証を行っていく。

② 上板橋第一中学校いじめ等対策委員会の設置

平成26年度4月より、いじめ等対策委員会を設置する。

構成は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー・教育相談主任・特別支援コーディネーターとし、実態に応じて構成員が追加される場合がある。

③ 重大事態への対応を行うための組織等の設置

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、板橋区教育委員会と連携を取りながら学校の下に当該重大事態への対応を行うための組織等を設ける。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 道徳教育の推進および人間関係構築能力等の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む、学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。また、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように

なり、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○ コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

また、生徒の様子の変化の把握や声かけのきっかけとするために、本校の特徴である挨拶の励行に努めていく。

○ 体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や職場体験、集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。

○ 自尊感情や自己肯定感を育む教育活動の充実

生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高めるための教育活動を充実する。

② 生徒の主体的な活動の促進

○ 生徒会活動

生徒会本部役員を中心に、「いじめ撲滅運動」の取り組みを行う。また、生活整美委員会と連携して、「あいさつ運動」を実施する。

○ 学校行事等

学校行事、学年行事、生徒会行事などを通じて、生徒が主体的に取り組める場を提供し、協調、協力、助け合いの精神を育ませる。

③ 教職員の指導力の向上

○ 教職員研修の実施

生徒理解やいじめ問題に対する正しい理解を得られるような研修を実施し、個々の教員が、いじめを許さないという姿勢と、いじめ問題に対する高い意識をもてるようにしていく。

また、教職員研修を通じて、教員のカウンセリング能力の向上を目指すこと、教職員の不適切な行為や体罰に関すること、情報モラルに関する指導力を向上させることなどを目指していく。

○ 上板橋第一中学校いじめ等対策委員会を中心とした指導

特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機能的かつ組織的な対応ができるようにするため、対策委員会を核として、教職員の役割と責任を明確化し教職員全体でいじめ問題の解決にあたる。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

定期的ないじめに関するアンケートを行い、生徒からの情報収集といじめの実態把握

を行う。

② 教育相談の充実

家庭訪問、教育相談期間、三者面談などを年間計画の中に位置づけ、定期的に教育相談を行う体制を整えていく。

教育相談前に行うアンケートを活用する。相談の内容は、いじめ等対策委員会を中心に情報を集約し、学校内・学年内で情報共有をしながら、スクールカウンセラーとの連携を図っていく。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

学校いじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、保護者へ情報を発信する。また、保護者会等で、学校いじめ防止基本方針の周知を行い、保護者と学校が一体となっていじめ防止に取り組んでいくことを呼びかける。

都や警察からの情報モラルに関する資料を配付することや、セーフティ教室や情報モラル講習会への保護者の参加を積極的に呼びかけることで、保護者の情報モラルについての意識を高め家庭での協力を仰いでいく。また、家庭教育学級を通じて学校と家庭の連携を深める。

④ 管理職や教員による巡回や巡回指導講師による情報提供などから早期発見に努める。

(4) いじめの対処

① いじめられる側の生徒への支援

いじめられる側の生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取るようにしていき、いじめられる側は悪くないということをはっきりと伝えるようにしていく。また、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、生徒に心理的な負担を与えないよう配慮するとともに、保護者と一体となった支援を行う。

② いじめる側の生徒への実効性のある指導

いじめる側の生徒に対しては、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨む。いじめは人権侵害であることを理解させ、自らの行為の反省を促すような指導を心がける。指導の際には必ず複数で対応し、必ず指導内容を所定の記録用紙に記録しておく。記録した用紙は、ファイルに保存し、鍵のかかる場所に保管する。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。

いじめた側の生徒への組織的かつ継続的な観察や指導を徹底し、保護者とも連携しながら同じようないじめを起こさないような協力体制をとる努力をする。

③ いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導

いじめの周囲の生徒には、いじめを注意しなかったり、報告をしなかったりするようなことが、いじめを行っていることと同じであるという意識をもたせ、生徒間の中でもいじめを許さないという雰囲気をつくりあげるような努力をしていく。いじめを報告することで仕返しをされないような、教職員の信頼感のある指導を積み重ねていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対応

いじめの防止、早期発見、対応について、教職員全体で指導の共通理解を図り、組織で指導に当たっていく体制を整える。

いじめの疑いのある行為に対しての判断は組織的に行い、事実確認を慎重に行っていく。

いじめと認められた場合は、いじめ等対策委員会を中心に会議を行い、情報共有しながら指導方法の方針と役割分担を行い、組織的に指導に当たっていく。

⑤ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告するとともに、重大事態への対処を行う。

いじめられた生徒へのケアを行い、周囲の生徒の心理的な動揺を落ち着かせることを図ることで普通の学校生活を速く取り戻せるような支援に努めていく。

必要に応じて、保護者・地域・関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼していく。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

情報モラルの向上を目指す指導を徹底し、携帯電話やインターネットでのいじめをおこさないような努力をしていく。

インターネット上のいじめが起こった場合には、いじめられた生徒の心のケアと情報収集を行い、いじめた側の生徒への指導に当たる。また、保護者と協力しながら情報モラルの向上や携帯電話等の正しい使い方の協力を依頼する。

インターネット上に生徒の個人情報に掲載されてしまい、情報が拡散してしまった場合には、警察や関係機関と連絡を取り削除依頼を行う。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

本校へ入学予定の児童が在籍する小学校と連携をとり、入学する生徒の小学校在籍時のいじめに関する情報交換や意見交換を行う。

いじめの要因は様々であることから、関係機関との情報共有を継続的に行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

本学校いじめ防止基本方針や上板橋第一中学校いじめ等対策支援委員会が機能しているかを点検し、必要に応じて見直していく。

定期的ないじめに関する調査や学校関係者評価を活用し、調査の結果から課題をみつけ、組織的かつ計画的にいじめ問題への取組を改善していく。

4 付則

この「学校いじめ防止基本方針」は平成27年4月1日から施行する。

平成29年度 いじめ防止対策年間計画

13 東京都板橋区立上板橋第一中学校

4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議における生徒理解といじめ防止基本方針の確認 ○オリエンテーション期間における学級担任によるいじめ防止と人権尊重に関する講話 ○全校朝礼でのスクールカウンセラーの講話 ○保護者会や学級懇談会における啓発と連携 ○せせらぎ学びのエリア研修会での児童・生徒に関する情報交換と連携
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の情報交換と生徒指導に関する校内研修会 ○修学旅行での班別行動を通じた協調性や自主性、責任感の涵養（3年） ○セーフティー教室での情報モラルに関する講話 ○教育相談週間（1・2年） ○生徒総会におけるいじめ防止に関する討議 ○運動会の取り組みを通じた学級の連帯意識の涵養と望ましい人間関係の形成（6月まで）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○教育相談週間（3年） ○富士見高原移動教室での集団活動を通じた望ましい学年・学級集団の形成（1年） ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○生徒会によるいじめ防止に関する寸劇といじめに関するアンケート実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや生命、人権尊重に関する道徳の授業の実施 ○保護者会や学級懇談会における啓発と連携 ○終業式での生活指導主任による夏休み中の生活についての講話
夏季 休業中	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談（全学年）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議における夏季休業中の生徒に関する情報交換 ○始業式での生活指導主任による2学期の生活についての講話 ○担任による生徒観察と教育相談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○クラス合唱を通じた協調性や連帯意識の涵養と望ましい人間関係の形成 ○せせらぎ学びのエリア研修会での児童・生徒に関する情報交換と連携 ○いじめや生命、人権尊重に関する道徳の授業の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間（1・2年） ○三者面談（3年）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○担任による生徒、保護者を対象とした三者面談 ○終業式での生活指導主任による冬休みの生活についての講話
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議における冬季休業中の生徒に関する情報交換 ○始業式での生活指導主任による3学期の生活についての講話 ○担任による生徒観察と教育相談
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○いじめや生命、人権尊重に関する道徳の授業の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習での班別行動を通じた協調性や自主性、責任感の涵養（2年） ○保護者会や学級懇談会における啓発と連携 ○修了式での生活指導主任による春休みの生活についての講話
年間	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止等対策委員会や生活指導部会、教育相談部会等における情報交換 ○生活指導主任研修会や学警連における学校間での情報交換 ○朝のあいさつ運動 ○生徒会による目安箱利用のよびかけ ○スクールカウンセラーによるカウンセリング

